

福岡県公報

令和六年六月二十八日
第五百八号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十三号―第四十号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	五
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例	(薬務課)	五
○福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	七
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	七
○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	八
○福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	八

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

- 1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和七年一月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

- 1 奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令等の制定による地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、事業税及び不動産取得税の不均一の課税をすることについて、その適用期限を延長するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(保健医療介護部業務課)

- 1 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理することとした。
- 2 一 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、第二条の規定は公布の日から、第四条の規定は同法附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

- 1 福岡県子育て応援基金に基づく事業を令和十一年度まで継続することに伴い、福岡県子育て応援基金条例の有効期限を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の制定に伴い、保育所の職員配置の基準を改め

ることとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の制定に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置の基準を改めることとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の制定による建築基準法の一部改正等により、高い耐火性能の壁等により区画された建築物については、防火規制上別の建築物としてみなすことができることとされたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 国の措置に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

条 例

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十三号

福岡県税条例の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

付則第四条の四中「附則第四条の四第一項」を「附則第四条の五第一項」に改める。

付則第五条の三の二第一項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

付則第七条の二の二次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第七条の二の三 第二十条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)」とする。

付則第八条第一項中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の十九第二項第一号」を「第十七条の二十五第二項第一号」に改める。

付則第九条の二の七第一項第一号中「の使用者」を「(施行令で定めるものを除く。)(の使用者)」に改める。

付則第二十八条の三第一項中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改める。

付則第三十二条第一項の表付則第五条の三の二第一項第一号の項中「第十九項」を

「第二十一項」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第六項から第十項」を「第七項から第十一項」に改める。

第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の五の三第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 所得税法第七十八条第二項第四号に掲げる寄附金のうち、知事の認可（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六条の認可をいう。）を受けた公益信託の信託財産とするために支出したもの

第二十条の十四第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「（以下において「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号ロに次のように加える。

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令で定めるものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした

場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）。

第二十条の二十二の二第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

付則第四条を削る。

付則第四条の二中「第十項」を「第十二項」に、「第十一项」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を含む」を「者を含む」に改め、同条を付則第四条とする。

付則第四条の三を付則第四条の二とし、付則第四条の四を付則第四条の三とし、付則第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二 削除

付則第七条の二の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二の四 法附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人の行う事業に対する第二十条の十四第一項の規定の適用については、これらの法人の法附則第八条の三の四第一項に規定する取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消さ

れた日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第二十条の十四第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの(法附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福岡県税条例第三十二条並びに付則第四条の四及び第八条の改正規定
公布の日

二 第一条中福岡県税条例付則第七条の二の次に一条を加える改正規定及び同条例付則第九条の二の七の改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項並びに第五条の規定 令和七年四月一日

三 第二条中福岡県税条例第二十条の十四の改正規定並びに同条例付則第七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第三項及び第四項の規定 令和八年四月一日

四 第二条(前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第四条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日

五 第二条中福岡県税条例第二十条の五の三及び付則第四条の二の改正規定(同条を付則第四条とする部分を除く。)並びに次条の規定 前号に掲げる規定の施行の日
の属する年の翌年の一月一日
(県民税に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前条第五号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例第二十条の五の三第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定

寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例(次項及び第五条において「七年新条例」という。)付則第七条の二の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び第五条において「二号施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 二号施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の福岡県税条例第二十条の十四第一号イに掲げる法人に該当したものであって、令和六年三月二十九日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、令和六年三月三十日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る七年新条例付則第七条の二の三第一項の規定の適用については、同項中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から福岡県税条例の一部を改正する条例(令和六年福岡県条例第三十三号)附則第三条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

3 第二条の規定による改正後の福岡県税条例(次項及び次条において「八年新条例」という。)第二十条の十四第一項(第一号に係る部分に限る。)及び付則第七条の二の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 八年新条例第二十条の十四第一項第一号ロ(八年新条例付則第七条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号口に掲げる法人とみなした場合に同条の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について同条の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

第四条 八年新条例第二十条の二十二の二第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第五条 七年新条例付則第九条の二の七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、二号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十四号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「規定する特定業務施設」の下に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第二条第一項の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十五号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

（福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）及び大麻取締法施行規則（昭和二十三年 厚生 省令第一号）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）及び同法の施行のための省令」に改める。

（福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正）

第二条 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表三九の項の次に次のように加える。

三九の二	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第六条の規定による大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	六、七〇〇円
------	---	-----------------	--------

第三条 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表三九の項事務の欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者免許」に改め、同項名称の欄中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表三九の二の項事務の欄中「附則第六条」を「附則第七条」に、「大麻草採取栽培者免許」を「第一種大麻草採取栽培者免許」に改め、同項名称の欄中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表四〇の項中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表四一の項事務の欄中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者免許証」に改め、同項名称の欄中「大麻取扱者免許証再交付申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」に改める。

第四条 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表三九の項事務の欄中「大麻草採取栽培者免許」を「第一種大麻草採取栽培者免

許」に改め、同項名称の欄中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表三九の二の項を削り、同表四〇の項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表四一の項事務の欄中「大麻草採取栽培者免許証」を「第一種大麻草採取栽培者免許証」に改め、同項名称の欄中「大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」に改める。

（福岡県薬物の濫用防止に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成二十六年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「（同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む）」、「同条第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同条を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

（福岡県暴力団排除条例の一部改正）

第六条 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下この条及び次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第四条の規定は改正法附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行する。

（福岡県暴力団排除条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第六条の規定による改正後の福岡県暴力団排除条例（以下この条において「新

暴力団排除条例」という。)第十三条の三第一項の規定の適用については、改正法第一条の規定による改正前の大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この条において「旧大麻法」という。)第二十四条の二に規定する罪(青少年(十八歳未満の者をいう。以下この条において同じ。)に譲り渡す行為に係るものに限る。)、旧大麻法第二十四条の三に規定する罪(大麻から製造された医薬品を青少年に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)、又は旧大麻法第二十四条の七に規定する罪(青少年に対する譲渡しの周旋をする行為に係るものに限る。))は、新暴力団排除条例別表第一第八号に掲げる罪とみなす。

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十六号

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

福岡県子育て応援基金条例(平成二十一年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年六月三十日」を「令和十二年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十七号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第四十六条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第四十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十八号

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表第一号中「三〇人」を「二十五人」に改め、同表第二号中「二〇人」を「十五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の福岡県幼保

連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第六条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十九号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「（客席）」の下に「（火熱遮断壁等で区画されている建築物であつて、当該火熱遮断壁等により分離された部分が二以上あるものについては、当該建築物の部分における客席）」を加える。

第十五条及び第二十一条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十号

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表前条第十六号に掲げる作業に従事する場合の項中「千六百八十円」を「二千四百四十円」に改める。

付則第二項中「千六百八十円」を「二千四百四十円」に、「四万二千五百二十円」を「四万三千二百四十円」に改める。
付則第三項中「千六百八十円」を「二千四百四十円」に、「二千五百二十円」を「三千二百四十円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（手当の内払）

2 この条例の施行前に、改正前の福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和六年一月一日からこの条例の施行の前日までの間に職員に支払われた特種勤務手当は、改正後の条例の規定による特種勤務手当の内払とみなす。

3 特定大規模災害等に対処するための特種勤務手当の特例に関する条例の一部改正（特定大規模災害等に対処するための特種勤務手当の特例に関する条例の一部改正）年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千六百八十円」を「二千四百四十円」に、「二千五百二十円」を「三千二百四十円」に改める。